

議員提出議案第21号

兵庫県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）等において
芦屋市における景観地区では全期間にわたり民泊営業の制限を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年1月30日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者	あしや真政会	福井 美奈子
	公 明 党	田原 俊彦
	日本共産党 芦屋市議会議員団	森 しずか
	会派に属さない議員	いとう まい
	〃	長谷 基弘
	〃	前田 辰一
	〃	中島 かおり

（提出先）兵庫県知事、兵庫県議会議長

兵庫県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）等において
芦屋市における景観地区では全期間にわたり民泊営業の制限を求める意見書

本市は、緑豊かな美しい自然と温和な気候に恵まれ、風光明媚な優れた住宅都市として発展してきており、昭和26年3月には日本国憲法第95条の規定に基づく住民投票を経て「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定し、この法律の理念を基調とした住宅都市建設事業を進めてきている。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を乗り越え、平成8年には、本市の静寂で美しい住宅都市を今後とも維持していくことを市民の総意として、遊技場及びホテルについて必要な規制を行い、国際文化住宅都市としての個性を維持することを目的に、「芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例」を制定し、さらに、平成21年に本市全域を景観法に基づく景観地区に指定している。

一方、このたびパブリックコメントが募集された兵庫県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）案は、全国的に見て厳しい規制をされていると認識しているが、本市域においては、景観法に基づく景観地区であるにもかかわらず、全く規制の対象とならない区域がある。

さらに、同じく景観地区の中には、市街化調整区域でありながら都市計画法に基づく地区計画を定めることで実質的には住居専用地域に等しい区域が自然公園法に基づく国立公園内であるため、期間制限はあるものの民泊営業が可能となる区域もある。

これらの区域が存在することは本市のまちづくりの方向性と整合せず、静穏で良好な住環境に悪影響を及ぼすことが危惧される。

本市議会としては、今後も市民が望む良好な住環境を維持保全するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保について、下記のとおり強く求めるものである。

記

- 1 芦屋市における景観地区では、全期間にわたり住宅宿泊事業法に基づく民泊営業を制限すること。
- 2 条例違反の民泊営業に対して厳しく指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会